

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成23年6月13日

【四半期会計期間】 第50期第3四半期
(自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日)

【会社名】 ゼネラルパッカー株式会社

【英訳名】 GENERAL PACKER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅 森 輝 信

【本店の所在の場所】 愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地

【電話番号】 0568(23)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 小 関 幸 太 郎

【最寄りの連絡場所】 愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地

【電話番号】 0568(23)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 小 関 幸 太 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第49期 第3四半期 累計期間	第50期 第3四半期 累計期間	第49期 第3四半期 会計期間	第50期 第3四半期 会計期間	第49期
会計期間	自 平成21年 8月1日 至 平成22年 4月30日	自 平成22年 8月1日 至 平成23年 4月30日	自 平成22年 2月1日 至 平成22年 4月30日	自 平成23年 2月1日 至 平成23年 4月30日	自 平成21年 8月1日 至 平成22年 7月31日
売上高 (千円)	3,017,300	2,822,045	1,002,072	1,062,358	3,682,568
経常利益 (千円)	214,457	116,909	61,026	53,091	177,159
四半期(当期)純利益 (千円)	128,890	70,370	37,543	32,295	105,392
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			251,577	251,577	251,577
発行済株式総数 (株)			8,994,000	8,994,000	8,994,000
純資産額 (千円)			2,823,996	2,811,344	2,799,228
総資産額 (千円)			4,380,740	4,081,830	4,196,200
1株当たり純資産額 (円)			321.96	320.06	319.04
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	14.40	8.03	4.23	3.69	11.84
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	14.35	7.98	4.20	3.66	11.78
1株当たり配当額 (円)	3.50	3.50			7.00
自己資本比率 (%)			64.4	68.7	66.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	632,603	176,901			582,917
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	145,513	44,912			85,809
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	103,751	60,915			104,392
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			1,544,532	1,361,005	1,553,910
従業員数 (名)			114	119	114

- (注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成していませんので、四半期連結累計(会計)期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載していません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

関係会社はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年4月30日現在

従業員数(名)	119 [21]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員（他社から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、嘱託、人材会社からの派遣社員を含む）は当第3四半期会計期間の平均人員を[]外数で記載しております。なお、当社から社外への出向者はありません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、自動包装機械製造事業の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況につきましては、品目別の情報を記載しております。

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
給袋自動包装機	534,369	112.5
製袋自動包装機	117,155	84.2
包装関連機器等	217,761	121.3
合計	869,286	109.5

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
給袋自動包装機	636,180	183.0	704,486	211.0
製袋自動包装機	36,300		77,120	53.0
包装関連機器等	35,650	44.2	85,400	110.7
合計	708,130	165.3	867,006	155.8

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
給袋自動包装機	534,369	112.5
製袋自動包装機	117,155	84.2
包装関連機器等	217,761	121.3
保守消耗部品その他	193,071	92.7
合計	1,062,358	106.0

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社イシダ	143,278	14.3	168,178	15.8
理研農産化工株式会社	169,101	16.9	75	0.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は発生しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資などに回復の兆しが見られたものの、円高の進行や厳しい雇用情勢などから、依然として不安定の状況で推移しました。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、わが国経済の先行きは一層不透明な状況となっております。

包装機械業界におきましては、顧客企業の設備投資の抑制傾向などにより、受注環境は厳しい状況が続いているものの、緩やかな回復傾向で推移しました。

このような状況のなか、当社は新規顧客と新たなマーケットの開拓、新機種の拡販、海外販売の強化に努めるとともに、収益性の向上に取り組んでまいりました。

当第3四半期会計期間における売上高につきましては、高価格機種の実績が増加したことから、前年同四半期に対して60百万円の増収となりました。

また、受注高につきましては、受注件数が増加したことから、前年同四半期を上回りました。

収益面につきましては、販売費及び一般管理費は前年同四半期より減少したものの、売上総利益率の低下に伴い売上総利益が前年同四半期より減少したことから、営業利益及び経常利益につきましては、前年同四半期より減益となりました。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は1,062百万円(前年同四半期比6.0%増)、営業利益52百万円(前年同四半期比13.0%減)、経常利益53百万円(前年同四半期比13.0%減)、四半期純利益は32百万円(前年同四半期比14.0%減)となりました。

当社は、自動包装機械製造事業の単一セグメントであります。単一セグメントを品目別に分類した場合における品目別売上高の概況は次のとおりであります。

給袋自動包装機は、高価格機種の実績が増加したことから、売上高は534百万円(前年同四半期比12.5%増)となりました。

製袋自動包装機は、販売台数が減少したことから、売上高は117百万円(前年同四半期比15.8%減)となりました。

包装関連機器等は、高額案件の実績が増加したことから、売上高は217百万円(前年同四半期比21.3%増)となりました。

保守消耗部品その他につきましては、高額の保守案件の実績が減少したことから、売上高は193百万円(前年同四半期比7.3%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は3,095百万円となり、第2四半期会計期間末に比べて130百万円増加いたしました。この主たる要因は、現金及び預金が第2四半期会計期間末に比べ123百万円増加したこと等によります。

固定資産につきましては、当第3四半期会計期間末残高は985百万円となり、第2四半期会計期間末に比べて1百万円減少いたしました。この主たる要因は、投資その他の資産が第2四半期会計期間末に比べ11百万円増加したものの、減価償却費の計上等に伴い有形固定資産が第2四半期会計期間末に比べ12百万円減少したこと等によります。

この結果、総資産は、第2四半期会計期間末に比べ129百万円増加し、4,081百万円となりました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は1,196百万円となり、第2四半期会計期間末に比べて118百万円増加いたしました。この主たる要因は、仕入債務が第2四半期会計期間末に比べ126百万円増加したこと等によります。

固定負債につきましては、当第3四半期会計期間末残高は73百万円となり、第2四半期会計期間末に比べ8百万円増加いたしました。この主たる要因は、退職給付引当金が第2四半期会計期間末に比べ4百万円増加したこと、役員退職慰労引当金が第2四半期会計期間末に比べ3百万円増加したこと等によります。

この結果、負債合計は、第2四半期会計期間末に比べ126百万円増加し、1,270百万円となりました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高につきましては、利益剰余金の増加等により、第2四半期会計期間末に比べ2百万円増加し、2,811百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間における当社の現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第2四半期会計期間末に比べ123百万円増加し、当第3四半期会計期間末には1,361百万円となりました。

また当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は前年同四半期比165百万円減少の174百万円となりました。この主たる要因は、売上債権の減少額が前年同四半期比141百万円減少の89百万円となったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は前年同四半期比8百万円増加の21百万円となりました。この主たる要因は、無形固定資産の取得による支出が8百万円あったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は前年同四半期比42百万円減少の30百万円となりました。この主たる要因は、前年同四半期に実施した自己株式の取得が当第3四半期会計期間はなかったことにより、自己株式の取得による支出が前年同四半期に比べ41百万円減少したこと等によります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発費の総額は37百万円であります。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、第2四半期会計期間末に計画中または実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,994,000	8,994,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は1,000株であり ます。
計	8,994,000	8,994,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成21年10月23日定時株主総会及び平成21年11月13日取締役会 決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成23年4月30日)	
新株予約権の数(個)	48 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり132 (注)2
新株予約権の行使期間	平成23年12月1日～平成25年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 132 資本組入額 66
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
ただし、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3 当社の第50期事業年度の単独決算の損益計算書における当期純利益が、70万円を上回った場合にのみ新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

第2回新株予約権

平成21年10月23日定時株主総会及び平成21年11月13日取締役会 決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成23年4月30日)	
新株予約権の数(個)	79 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり88 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年12月1日～平成25年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 88 資本組入額 44
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
ただし、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整します。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
また、上記のほか、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$
また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。
- 3 当社の第50期事業年度の単独決算の損益計算書における当期純利益が、70百万円を上回った場合にのみ新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月30日		8,994,000		251,577		282,269

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 230,000		単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,756,000	8,756	同上
単元未満株式	普通株式 8,000		
発行済株式総数	8,994,000		
総株主の議決権		8,756	

【自己株式等】

平成23年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ゼネラルパッカー株式会社	愛知県北名古屋市 宇福寺神明65番地	230,000		230,000	2.55
計		230,000		230,000	2.55

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月
最高(円)	193	186	189	192	197	198	202	204	202
最低(円)	180	172	172	172	181	187	188	145	184

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成22年2月1日から平成22年4月30日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年8月1日から平成22年4月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成23年2月1日から平成23年4月30日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年8月1日から平成23年4月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成22年2月1日から平成22年4月30日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年8月1日から平成22年4月30日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成23年2月1日から平成23年4月30日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年8月1日から平成23年4月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年4月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,461,148	4 1,753,987
受取手形及び売掛金	2 761,114	2 661,771
仕掛品	300,346	348,419
原材料及び貯蔵品	337,165	308,641
未収入金	3 159,703	3 79,516
その他	76,670	55,799
貸倒引当金	176	139
流動資産合計	3,095,972	3,207,995
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	565,653	592,968
土地	280,603	280,603
その他(純額)	21,416	26,385
有形固定資産合計	1 867,673	1 899,958
無形固定資産	15,590	10,153
投資その他の資産	102,593	78,093
固定資産合計	985,857	988,204
資産合計	4,081,830	4,196,200
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	794,391	878,434
未払法人税等	17,141	69,809
賞与引当金	55,827	31,264
役員賞与引当金	-	9,800
製品保証引当金	10,487	8,245
その他	319,147	337,892
流動負債合計	1,196,996	1,335,447
固定負債		
退職給付引当金	36,183	31,034
役員退職慰労引当金	37,300	30,450
その他	5	39
固定負債合計	73,489	61,524
負債合計	1,270,485	1,396,971

	当第3四半期会計期間末 (平成23年4月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	251,577	251,577
資本剰余金	282,269	282,269
利益剰余金	2,310,176	2,301,151
自己株式	43,016	42,844
株主資本合計	2,801,006	2,792,153
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,799	3,998
評価・換算差額等合計	3,799	3,998
新株予約権	6,538	3,077
純資産合計	2,811,344	2,799,228
負債純資産合計	4,081,830	4,196,200

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)
売上高	3,017,300	2,822,045
売上原価	2,171,507	2,109,048
売上総利益	845,792	712,996
販売費及び一般管理費	637,069	601,658
営業利益	208,722	111,338
営業外収益		
受取利息	2,289	1,355
受取配当金	124	124
設備賃貸料	-	2,400
その他	5,242	3,188
営業外収益合計	7,656	7,068
営業外費用		
支払利息	1,308	1,497
支払補償費	495	-
その他	117	0
営業外費用合計	1,921	1,497
経常利益	214,457	116,909
特別利益		
貸倒引当金戻入額	28	-
特別利益合計	28	-
特別損失		
投資有価証券評価損	-	7,128
特別損失合計	-	7,128
税引前四半期純利益	214,485	109,781
法人税、住民税及び事業税	105,855	53,301
法人税等調整額	20,259	13,890
法人税等合計	85,595	39,410
四半期純利益	128,890	70,370

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
売上高	1,002,072	1,062,358
売上原価	713,326	791,935
売上総利益	288,746	270,422
販売費及び一般管理費	228,697	218,191
営業利益	60,049	52,230
営業外収益		
受取利息	862	368
仕入割引	-	310
受取補償金	659	-
その他	527	712
営業外収益合計	2,048	1,392
営業外費用		
支払利息	459	531
支払補償費	495	-
その他	116	0
営業外費用合計	1,071	531
経常利益	61,026	53,091
特別利益		
貸倒引当金戻入額	39	11
特別利益合計	39	11
特別損失		
投資有価証券評価損	-	553
特別損失合計	-	553
税引前四半期純利益	61,065	52,549
法人税、住民税及び事業税	46,108	31,755
法人税等調整額	22,586	11,501
法人税等合計	23,522	20,253
四半期純利益	37,543	32,295

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	214,485	109,781
減価償却費	36,117	39,379
役員賞与引当金の増減額（は減少）	8,250	9,800
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	14,950	6,850
受取利息及び受取配当金	2,413	1,479
支払利息	1,308	1,497
売上債権の増減額（は増加）	227,096	99,343
たな卸資産の増減額（は増加）	127,035	19,548
未収入金の増減額（は増加）	55,713	80,187
仕入債務の増減額（は減少）	66,571	84,042
前受金の増減額（は減少）	5,017	26,094
その他	45,546	2,760
小計	631,818	74,462
利息及び配当金の受取額	2,736	1,797
利息の支払額	849	965
法人税等の支払額	8,686	103,270
法人税等の還付額	7,583	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	632,603	176,901
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	127,021	127,142
定期預金の払戻による収入	-	200,077
有形固定資産の取得による支出	15,956	15,117
無形固定資産の取得による支出	3,100	10,936
投資有価証券の取得による支出	500	-
その他	1,065	1,967
投資活動によるキャッシュ・フロー	145,513	44,912
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	41,332	171
配当金の支払額	62,419	60,744
財務活動によるキャッシュ・フロー	103,751	60,915
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	383,338	192,904
現金及び現金同等物の期首残高	1,161,194	1,553,910
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,544,532	1,361,005

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年4月30日)	
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期会計期間 (自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日)	
(四半期損益計算書関係)	<p>前第3四半期会計期間において、区分掲記しておりました「受取補償金」(当第3四半期会計期間は211千円)は、営業外収益総額の100分の20以下となったため、当第3四半期会計期間では営業外収益の「その他」に含めて表示することとしております。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年4月30日)	
棚卸資産の評価方法	<p>当第3四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p>

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年4月30日)	
(賞与支給対象期間の変更)	<p>当社は、当第3四半期会計期間より賞与規程を改定し、賞与の支給対象期間を従来の5月1日から10月31日まで及び11月1日から4月30日までから、8月1日から1月31日まで及び2月1日から7月31日までにそれぞれ変更しております。なお、移行措置として平成23年7月に支給を予定している賞与の支給対象期間は平成22年11月1日から平成23年7月31日までとなっております。この変更に伴い、変更前の支給対象期間によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益がそれぞれ31,041千円増加しております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年4月30日)	前事業年度末 (平成22年7月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 698,437千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 662,294千円
2 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。 受取手形 810千円	2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。 受取手形 34,684千円
3 ファクタリング方式により譲渡した 売上債権の未収額 未収入金 159,411千円	3 ファクタリング方式により譲渡した 売上債権の未収額 未収入金 77,916千円
	4 期日前解約特約付定期預金 現金及び預金1,753,987千円のうち100,000千円 (当初預入期間5年、最終満期日平成22年9月14日)は、継続選択権を銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、中途解約精算金を支払う必要があります。この中途解約精算金の支払により預金元本を毀損する可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
給与手当 161,564千円	給与手当 173,983千円
賞与引当金繰入額 31,639千円	賞与引当金繰入額 24,638千円
役員退職慰労引当金繰入額 7,530千円	役員退職慰労引当金繰入額 6,850千円
製品保証引当金繰入額 11,555千円	貸倒引当金繰入額 37千円
	製品保証引当金繰入額 10,255千円

前第3四半期会計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
給与手当 50,591千円	給与手当 55,499千円
賞与引当金繰入額 16,052千円	賞与引当金繰入額 6,022千円
役員退職慰労引当金繰入額 3,420千円	役員退職慰労引当金繰入額 3,420千円
製品保証引当金繰入額 186千円	製品保証引当金繰入額 2,450千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年4月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年4月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年4月30日現在)
現金及び預金 1,810,561千円	現金及び預金 1,461,148千円
預入期間が3ヶ月超の定期預金 266,029千円	預入期間が3ヶ月超の定期預金 100,142千円
現金及び現金同等物 1,544,532千円	現金及び現金同等物 1,361,005千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年4月30日)及び
当第3四半期累計期間(自 平成22年8月1日 至 平成23年4月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	8,994,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	230,707

3 新株予約権の四半期会計期間末残高
ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 会計期間末残高 (千円)
提出会社			6,538
合計			6,538

(注) 新株予約権を行使することができる期間の初日が到来しているものではありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月22日 定時株主総会	普通株式	30,674	3.50	平成22年7月31日	平成22年10月25日	利益剰余金
平成23年3月4日 取締役会	普通株式	30,671	3.50	平成23年1月31日	平成23年4月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券が企業の事業の運営において重要なものとなっていないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日)

ストック・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

製造原価	455千円
販売費及び一般管理費	698千円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、自動包装機械製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年4月30日)	前事業年度末 (平成22年7月31日)
320.06円	319.04円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間末 (平成23年4月30日)	前事業年度末 (平成22年7月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,811,344	2,799,228
普通株式に係る純資産額(千円)	2,804,806	2,796,151
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	6,538	3,077
普通株式の発行済株式数(株)	8,994,000	8,994,000
普通株式の自己株式数(株)	230,707	229,776
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	8,763,293	8,764,224

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額 14.40円	1株当たり四半期純利益金額 8.03円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 14.35円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 7.98円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	128,890	70,370
普通株式に係る四半期純利益(千円)	128,890	70,370
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	8,951,456	8,763,406
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	31,771	55,559
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前事業年度末から重要な変動が ある場合の概要		

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	4.23円	1株当たり四半期純利益金額	3.69円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4.20円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3.66円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期会計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	37,543	32,295
普通株式に係る四半期純利益(千円)	37,543	32,295
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	8,873,425	8,763,293
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	58,150	56,693
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き行っておりますが、当第3四半期会計期間末におけるリース取引残高が前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2 【その他】

第50期(平成22年8月1日から平成23年7月31日まで)中間配当については、平成23年3月4日開催の取締役会において、平成23年1月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	30,671千円
1株当たりの金額	3円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年4月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年6月4日

ゼネラルパッカー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 誠一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蛸原 新治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているゼネラルパッカー株式会社の平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第49期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年2月1日から平成22年4月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年8月1日から平成22年4月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ゼネラルパッカー株式会社の平成22年4月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年6月6日

ゼネラルパッカー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 誠一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蛸原 新治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているゼネラルパッカー株式会社の平成22年8月1日から平成23年7月31日までの第50期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年2月1日から平成23年4月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年8月1日から平成23年4月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ゼネラルパッカー株式会社の平成23年4月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。